

青色申告

蒲田会報

No. 762

平成 30 年
11 月号

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目 43 番7号ロイヤルハイツ蒲田 307 号
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381
<http://www.kamata-aoiro.or.jp>

発行人 江川 慎 郎

「税を考える週間」行事情報 !!

税 務 講 演 会

当会では、税を考える週間にあたり、下記の行事を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

記

- ・日 時：平成 30 年 11 月 13 日（火） 午後 2 時より（受付 1 時 30 分より）
- ・会 場：消費者生活センター 第 5 集会室
- ・内 容：税務講演会

◎「相続税について」※ 2 ページ掲載の「相続税の申告が必要？申告要否の簡易判定シート」をご参照ください。

・講 師・・・蒲田税務署 資産課税部門 統括調査官 鹿島 俊浩 様

◎「消費税の軽減税率」

・講 師・・・蒲田税務署 個人課税第 1 部門 指導上席 大平 八千代 様

・定 員：30 名

参加希望の方は、11 月 9 日（金）までに事務局までお申込ください。

皆様お誘い合わせのうえ、ご参加ください。（会員以外の方もご参加いただけます。）

※「税を考える週間」行事のため、11 月 13 日（火）午後は事務局を閉めさせていただきます。

蒲田税務署からのお知らせ

決算説明会開催のご案内

確定申告にあたっての留意点として、帳簿の締め切り方及び家事費・家事関連費と必要経費の区分の仕方、収支内訳書や青色申告決算書の書き方、消費税の決算・申告と軽減税率制度等の説明を行います。

日 程	説明対象	開催日時
事業所得		12 月 3 日（月） 午後 1 時 30 分～4 時
		12 月 4 日（火） 午前 9 時 30 分～12 時
不動産所得		12 月 3 日（月） 午前 9 時 30 分～12 時
		12 月 4 日（火） 午後 1 時 30 分～4 時

・会 場・・・蒲田税務署 5 階 会議室

・持 ち 物・・・筆記用具等

【お問合せ先】蒲田税務署 電話 03(3732)5151（個人課税 1 部門）

【会員募集中！お知り合いをご紹介ください】

相続税の申告が必要？

～申告要否の簡易判定シート（平成27年分以降用）～



※ 当シートは、「相続税のあらまし」と併せてご利用ください。

1 法定相続人の数（基礎控除額）の確認

法定相続人の数を確認して、基礎控除額の計算を行います。

- ① 被相続人（亡くなられた人をいいます。）の配偶者はいますか。
いる場合は「1」を入力してください。
- ② 被相続人の配偶者以外の相続人の確認です。
該当する場合は人数を入力してください。

① 被相続人の配偶者はいますか？

はい → [半角数字] 人

いいえ →

② 被相続人の配偶者以外の相続人の確認です。

子供はいますか？

はい → [半角数字] 人

いいえ →

父母はいますか？
※ 養父母も含みます。

はい → [半角数字] 人

いいえ →

兄弟姉妹はいますか？

はい → [半角数字] 人

いいえ →

「いいえ」の方はこちら

①と②の合計人数
（法定相続人の数）

[半角数字] 人

③ 基礎控除額
3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

[半角数字] 万円

- ・ 子供がいる場合の父母及び兄弟姉妹の人数、子供はいないが父母がいる場合の兄弟姉妹の人数は、入力しないでください。
- ・ 上記②の相続人が、被相続人が亡くなる前に既に亡くなっている場合や養子がいる場合については、「相続税のあらまし」でご確認ください。

2 相続財産及び債務等の確認

相続財産等の価額を入力してください。※ おおよその金額で結構です。

① 土地、建物、有価証券、預貯金、現金などのほか、金銭に見積もることができる財産

[半角数字] 万円

② 死亡に伴い支払われる生命保険金や退職金（一定の金額までは非課税となります。）

[半角数字] 万円

③ 被相続人から生前に贈与を受けた財産（相続時精算課税適用財産・相続開始前3年以内に取得した暦年課税適用財産）

[半角数字] 万円

④ 借入金などの債務、葬式費用

— [半角数字] 万円

⑤ 課税価格の合計額

[半角数字] 万円

3 申告要否の簡易判定

「⑤ 課税価格の合計額」から「③ 基礎控除額」を差し引きます。

⑤ [半角数字] 万円 - ③ [半角数字] 万円 = ⑥ [半角数字] 万円

⑥の金額がプラスになる場合は、相続税の申告手続きが必要となる場合があります。

相続税には各種特例（小規模宅地等の特例、配偶者の税額軽減（配偶者控除）など）があり、申告を行うことにより適用を受けることができます。

※詳細につきましては、11月13日（火）開催の「税務講演会」にてご説明致します。

【会費も納税も安心・便利な口座振替をご利用ください】

都税だより**☆11月は個人事業税第2期分の納期です**

個人事業税は、都内に事務所等を設けて、法令で定められた事業を行っている個人の方に対してかかる税金です。8月にお送りした納付書により、11月30日(金)までにお近くの金融機関・郵便局・指定のコンビニエンスストア、または都税事務所・都税支所・支庁の窓口等でお納めください。

【お問い合わせ先】

大田都税事務所 電話 03(3733)2411(代表)

消費税の届出はお済みですか？

平成29年分(基準期間)の課税売上高が、1,000万円を超えた方や、平成30年1月1日から6月30日まで(特定期間)の課税売上高が1,000万円を超えた方は、平成31年分について課税事業者となり、消費税の確定申告が必要になります。新たに消費税の課税事業者となる方は、すみやかに「消費税課税事業者届出書」を納税地の所轄税務署長に提出してください。

なお、特定期間の課税売上高は、給与等支払額の合計で判定することもできます。

また、平成31年分から簡易課税制度を適用して申告する方は、平成30年12月31日までに、納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出してください。

分からない点がある方は、事務局までお問い合わせください。

「簡易課税制度」を選択されている方へ

平成28年分の消費税及び地方消費税の確定申告より、金融業及び保険業、不動産業の事業に該当する方につきましては、平成28年分より簡易課税のみなし仕入れ率が改正されました。

※11月27日(火) 蒲田税務署5階会議室において、新規課税事業者を対象とした「消費税説明会」が開催されます。詳細につきましては、事務局若しくは蒲田税務署にお問い合わせください。

経営改善資金(マル経融資)

経営改善資金(マル経融資)は、小規模事業者の方々の経営をバックアップするために、無担保・無保証人で商工会議所の推薦にもとづき融資される国(日本政策金融公庫)の融資制度です。

【融 資 対 象】

- ・従業員20人以下(宿泊業と娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下)の法人・個人事業主の方
- ・商工会議所の経営指導を一定期間受けて、事業改善に取り組む方
- ・所得税・法人税・事業税・住民税を完納している方

【担保・保証人】・不 要**【融 資 限 度 額】・2,000万円****【返 済 期 間】・運転資金…7年以内 ・設備資金…10年以内****【利 率】・1.11%(10月11日現在)****【資 金 使 途】・運転資金 ・設備資金**

「この融資限度額、返済期間の取扱は平成31年3月31日の日本政策金融公庫受付分までです。」

経営上でお悩みの方窓口専門相談をご利用ください。

- ・法律相談・税務相談・労務相談(予約制・無料)・会員・非会員の方問わずご利用できます。

★ご相談・お申し込みは、東京商工会議所大田支部まで

〒144-0035 大田区南蒲田1-20-20 大田区産業プラザ5階

電 話 03(3734)1621

大田区より

支払った利息の30%が
3年間、補助されます。

秋の入会キャンペーン実施中

毎年10月と11月は「青色申告普及・入会キャンペーン」を実施しております。

事業を営んでいる方や不動産収入のある方で、青色申告会の会員になられていないお知り合いの方をご紹介します。

青色申告の特典としては、青色申告特別控除等があります。

青色申告会の会員になっていただければ、個別で記帳指導や決算確定申告指導を受けられますし、各種共済保険制度の団体割引等を受けることが出来ます。

詳細につきましては、10月号会報1ページと10月号会報に同封した「青色申告普及・秋の入会キャンペーン」チラシをご参照ください。

複式簿記決算準備個別指導会開催のご案内

正しい申告をするためには、正しい記帳に基づく決算が必要不可欠です。特に、青色申告特別控除65万円を目指す方で、決算仕訳が分からない、貸借対照表が一致しない、原始記録との照合が出来ていない等の方は、確定申告の指導時に帳簿を確認することは不可能ですので、必ず指導会へご参加ください。また、例年、確定申告の指導が1回では終わらない方も、必ず指導会へご参加ください。

なお、個別指導となりますので、予約制となります。事前に事務局までご連絡ください。

- ・日 程・・・12月10日(月)～21日(金)(土・日は除く)
- ・開催時間・・・午前9時30分～11時30分・午後1時～4時
- ・会 場・・・事 務 局
- ・持 ち 物・・・仕訳日記帳(伝票)と総勘定元帳
(ビズソフトをご利用の方は、ノートパソコン)
原始記録(預金通帳、請求書、領収書等)
筆記用具 等

会費の口座振替をご利用の方へ

11月26日(月)に平成30年10月～平成31年3月分(12,000円)が指定口座から引落しされます。残高不足にならないようご注意ください。

なお、通帳印字をもって領収とさせていただきます。領収書は発行いたしませんので、ご了承ください。

十月 事業報告

- | | |
|-------------------------------------|-----------|
| 一日 東青連自由民主党東京都連による「国家予算・税制改正等要望聴取会」 | 自由民主党 |
| 一日 東青連第2ブロック会長事務事務局長会議 | 品川青色申告会 |
| 一八日 懇親会 | 屋形船丸裕 |
| 一八日 記帳説明会 | 蒲田税務署 |
| 一八日 東青連常任役員会 | 東京青色申告会館 |
| 二九日 執行部会 | 事務局 |
| 二九日 記帳確認指導会 | 事務局 |
| 二九日 蒲田税務六団体連絡協議会 | 蒲田税務署 |
| 二九日 新規入会者個別指導会 | 事務局 |
| 二四日 記帳説明会 | 蒲田税務署 |
| 二六日 理事会 | 消費者生活センター |
| 二六日 青色家づくり支援機構懇親会 | 目黒雅叙園 |
| 二六日 東青連第2ブロック局署会合同協議会 | 品川税務署 |

一般社団法人

蒲田青色申告会

入会金 2,000円

会費 年額24,000円

(月額2,000円)

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381

